

ぐんま くらしの ニュース

2026
No.381

令和8年7月16日

今回は、「消費生活センター」について掲載します。
裏面では、県内各地で開催する「個人の借金に関する無料相談会」についてご案内します。

知っていますか?! 消費生活センター

消費生活センターは、消費者からの相談を公正な立場で処理にあたる機関です。専門の消費生活相談員が相談に応じるほか、消費者向けの出前講座なども行っています。

群馬県消費生活センターをはじめ県内に20か所あります。

どんな相談ができるの？

・契約や取引についての事業者とのトラブル

例：通販サイトで格安で販売されていた洋服を注文したが、商品が届かない。

・製品に関するトラブル

例：広告でみた温風サーキュレーターを購入したが、広告のように温まらない。

・個人の借金に関する相談

例：返済が苦しくなり、どうしたらよいか分からない。



相談の流れ

まずは**お電話ください**。

(連絡先は裏面を参照)
※事前に契約の経緯や関係書類を整理しておくとおスムーズです。

相談員から相談に**必要な情報**【お住まいの市町村、お名前、連絡先、契約内容等】をうかがいます。

自主交渉の方法や解決策などについて**助言**をします。
ケースによっては**あっせん（交渉の手伝い）**や、より専門的な機関を紹介することもあります。

- ※ 秘密厳守で対応します。個人情報、相談業務以外の目的には利用しません。
- ※ お名前は相談内容により匿名も可能です。
- ※ 相談料は、かかりません。（別途、通話料はかかります）



出前講座を活用してみませんか

県消費生活センターでは、消費生活や防犯に関する出前講座を開催しています。

学校や会社、地域の集まり等に職員が伺います。

講座にかかる謝金や交通費は無料です。県消費生活課までお気軽にお問合せください。

個人の借金に関する無料相談会を開催します

借金でお困りの方の無料相談会を開催します。ひとりで悩まずに、まずはお相談ください。

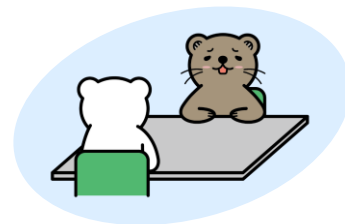
「弁護士または司法書士による**債務整理相談**」、「**今後の生活のためのアドバイス**」、「保健師などによる**こころの悩みに関する相談**」の3つの相談で、借金問題解決のお手伝いをします。

会場・日程（令和8年度）

※今後、日程が変更又は中止となる場合があります。

開催地	開催日	受付時間	会場	申込み・問い合わせ先
県庁	8月2日(日)	13:00～14:30	群馬県庁 昭和庁舎 35会議室 (前橋市大手町1-1-1)	群馬県消費生活センター ☎ 027-223-3001
高崎市	9月5日(土)	13:00～14:30	高崎市役所 消費生活センター及び9階会議室 (高崎市高松町35-1)	高崎市消費生活センター ☎ 027-327-5155
渋川市	9月11日(金)	17:30～18:30 (夜間開催)	渋川市消費生活センター (渋川市石原6-1 渋川市役所第2庁舎1階)	渋川市消費生活センター ☎ 0279-22-2325
前橋市	9月25日(金)	17:30～18:30 (夜間開催)	前橋市消費生活センター (前橋市大手町2-12-1前橋市議会庁舎1階)	前橋市消費生活センター ☎ 027-898-1755
吾妻郡	10月3日(土)	13:00～14:30	吾妻郡消費生活センター (吾妻郡中之条町大字伊勢町1003-10)	吾妻郡消費生活センター ☎ 0279-75-1166
伊勢崎市	10月14日(水)	17:30～18:30 (夜間開催)	伊勢崎市役所 本館5階 職員研修室 (伊勢崎市今泉町2-410)	伊勢崎市消費生活センター ☎ 0270-20-7300
富岡市	10月28日(水)	17:30～18:30 (夜間開催)	富岡市消費生活センター (富岡市富岡1439-1 あい愛プラザ2階)	富岡市消費生活センター ☎ 0274-63-6066
太田市	11月14日(土)	13:00～14:30	太田市 綿打行政センター 大ホール (太田市新田大根町953-1)	太田市消費生活センター ☎ 0276-30-2220
桐生市	11月26日(木)	17:30～18:30 (夜間開催)	桐生市役所 2階会議室 (桐生市織姫町1-1)	桐生市消費生活センター ☎ 0277-40-1112
館林市	12月5日(土)	13:00～14:30	館林市郷谷公民館 (館林市当郷町218)	館林市消費生活センター ☎ 0276-72-9002

- ・ 事前予約制です。原則、開催日の一週間前までにお申込みください。
上記期日以降のお申込みについても、お気軽にご相談ください。
予約者がいない場合、その相談会は中止となります。
- ・ お住まいの地域に関わらず、ご希望の地域でご相談できます。
- ・ 相談は各個別ブースで実施します。状況により順番が前後します。
- ・ 相談時間は1～2時間です。時間に余裕をもってお越しください。



メルマガ「消費者ホットぐんま」のご案内

群馬県では、消費生活に関するメルマガジンを発行しています。お申し込みは、件名に「メルマガ消費者申込み」と明記し、shouhisha-hot-gunma@pref.gunma.lg.jp へてに空メールを送信してください。

※なお、現在、一部の携帯電話等でメルマガを受信できない場合があります。

shouhi-soudan@pref.gunma.lg.jpからのメールを受信できるよう設定をお願いします。



消費生活相談のご案内

☎ 027-223-3001

消費者ホットライン 188

群馬県消費生活センター ※日曜・祝日・年末年始は休み

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 (昭和庁舎1階北側)

平日 9:00～16:30 (電話・来所相談に対応) ※来所相談は予約制

土曜 9:00～12:00/13:00～16:30 (電話相談のみ)